

# 宮城県公報

発 行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目 次  
告示  
○事務委任規則第一条の二第二項の規定による委任事務の処理

(人事課) 一

ページ

## 告 示

○宮城県告示第二百二十七号  
事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号。以下「規則」という。)(第二条の二、第二条の三、第三条の二、第十条第一項、第十二条の二及び第十七条の規定により次の表の上欄に掲げる地方機関の長に委任した同表の下欄に掲げる事務を平成二十三年三月十八日から同月三十一日までの間知事が自ら処理することとしたので、規則第一条の二第二項の規定により告示する。  
平成二十三年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

防災ヘリコプター管理事務所長	規則第二条の二及び第三条の二に規定する事務
仙台地方振興事務所長	規則第二条の二、第二条の三及び第十条第一項に規定する事務(水産漁港部の所管に属するものに限る。)
東部地方振興事務所長	規則第二条の二、第二条の三及び第十条第一項に規定する事務(農業農村整備部(地域事務所)に置かれるものを除く。)及び水産漁港部の所管に属するものに限る。)

水産技術総合センター所長	規則第二条の二、第二条の三及び第十七条に規定する事務
松島公園管理事務所長	規則第二条の二、第二条の三及び第十二条の二に規定する事務
気仙沼地方振興事務所長	規則第二条の二、第二条の三及び第十条第一項に規定する事務(水産漁港部及び支所の所管に属するもの(支所の所管に属するものにあつては、行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第六十三条第十二項第八号に掲げるものに限る。))に限る。